

(公 印 省 略)
三 人 第 2 号
令和 7 年 5 月 1 日

各 区 長 様

男女共同参画センター所長 藤田 英子

情報誌「こらぼーよ 第 7 2 号 2 0 2 5 ・ 春」について
(依頼)

新緑の候、貴職にはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃は、まちづくり地域活動の振興について、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、別添のとおり三木市男女共同参画センター情報誌「こらぼーよ 第 7 2 号 2 0 2 5 ・ 春」をお届けいたします。

つきましては、誠に恐縮に存じますが、貴地区での回覧をお願い申し上げます。

記

- 1 送付物 ・ 三木市男女共同参画センター情報誌
 「こらぼーよ 第 7 2 号 2 0 2 5 ・ 春」
- 2 お届けの枚数 各地区の回覧枚数

【担当課】 市民生活部 人権推進課
男女共同参画センター
(三木市立教育センター内)
TEL : 8 9 - 2 3 3 1

～市民がつくる～
三木市男女共同参画センター情報誌

くらぼよ

くらぼよとは
Collaboration
コラボレーション
(共同・協働)と
～しようよの組合せ

第 72 号
2025・春



「最初の一步」



主夫日記「地域の担い手どうしてる?」



「女性たちの避難所リアル」を聞いて

春号のテーマ 「わたしたちの地域づくり」

男女共同参画週間記念講演会

6/28(土)

13:00～14:30

「若者・女性の参画と地域社会の変化」

講師:横山 由紀子さん

兵庫県立大学 国際商経学部 教授

場所:三木市立 中央公民館



「女性たちの避難所リアル」を聞いて

今年3月2日に三木市立中央公民館で行われた「家族で楽しむみんなの防災フェスタ」で、関西国際大学客員教授の斉藤容子さんによる「女性たちの避難所リアル」という演題での講演会が行われました。

「お菓子がもらえる防災〇×クイズ」や「子どもの防災お菓子バック」など子ども向けのイベントがあったこともあり、子育て世代のご家族がたくさんご来場されました。

そのため、斉藤さんの「実際の避難所ではどうなのか」というお話を熱心に聞いているお父さん、お母さんの姿が目立つ講演会でした。



斉藤さんは、令和6年（2024年）1月1日に発生した能登半島地震後、実際に被災地

に入った経験から、避難所では段ボールベッドや段ボールの仕切りなど、阪神淡路大震災のころとは違うところもあったという話をされました。

けれども、「日本の避難所で特に女性にとって必要なもの」である、「安全性・安心感」「衛生的なトイレ」「必要な物資とその取り扱い方法」の3つがまだ不十分だと言われていました。

「子育て世帯は子どもが泣いたり、騒いだりすることで周りに気を遣い、避難所で過ごしにくいと感じている」、「避難所では性暴力、DVなどが発生するリスクが高くなる」、「衛生的なトイレを使用することが難しい」、「生理用品の配布方法への配慮が足りない」など、さまざまなお話をいただきました。また、トラックの荷台に置かれているトイレに行くのに梯子のような急な階段を使わないといけなかったことや、避難所でのトイレの使い方に困ったことなど、実際に被災地に行かれていたからわかる「トイレ事情」のお話もありました。

私は、「災害後に適切な支援を受けることはすべての人にとっての権利です」と言われていたのが

印象に残りました。被災者たちは、避難所

の設備を整えてもらう時や、救援物資を受け取る時などに「すみません」と申し訳なさそうにすることがあるけれど、「それは違う」と言われていました。「支援を受けることは被災者の権利」だそうです。

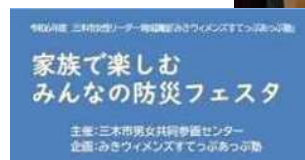
「ありがとう」という感謝の気持ちを持つことは大切だけれど、「面倒をかけてすみません」「迷惑をかけて申し訳ない」と思ってしまう今の避難所の状況を改善することも重要だというお話に、ハッと気づかされたような気がしました。

三木市には良い「避難所運営マニュアル」があると言ってくださいました。避難所の運営というのは、「市民自らが主体となっていく」そうです。そのため、私たちもこの「運営マニュアル」を知っておく必要があります。けれども、市民の皆さんにあまり知られておらず、それが残念だと言われていました。「避難所運営マニュアル」は市のホームページに載っています。災害が起きてからマニュアルを読むのではなく、災害が起きる前に目を通しておくようにしましょう。

日頃からできていないことは災害時にはもっとできなくなります。年齢を問わず、普段からご近所さんや地区内での人とのつながりを大切にすることも、防災への備えではないでしょうか。

（編集委員：〇）

三木市避難所運営マニュアル
はこちら⇒





主夫日記「地域の担い手どうしてる？」

いつも主夫日記にお付き合いいただきありがとうございます。

年明けから3月くらいまでの期間は、自治会などの役員を決める時期ですが、みなさんの周りではスムーズに決まっていますか？

私の所属する団体は、子育て世代のお母さんたちと子どもたちのために活動しています。私たちの団体でも新年度の役員をなかなか引き受けていただけず、現役員さんが苦勞されていました。役員を引き受けてもらう交渉をしたり、その他の面倒なことをしてくださる方がいらっしゃることで活動を続けることができています。

昨今、婦人会が無くなり自治会役員の担い手不足が問題になっています。担い手が不足する背景には、定年が伸びたこと、地域の関係性の希薄化、現役世代ではほとんどが共稼ぎ家庭となっていて従来の行事を担うことが難しくなっていることなどさまざまな要因があげられます。

地域で守っている行事やそのやり方は、専業主婦の協力が前提になっていないでしょうか？今の時代、共稼ぎ家庭がほとんどの現役世代には担うことが困難ではないでしょうか？

これからも地域の行事を残すためには、これからの担い手が無理なく続けられるよう、時代に合わせた変化や工夫が必要です。例えば、コロナ禍でオンラインの活用が進んだように。そのためには、現役世代の意見を取り入れることが大切になります。

私たち還暦世代のオジサンにできることはどんな事なののでしょうか？現役世代の女性にとって、私たち年配男性に意見を言うことはとてもハードルの高いことです。私たち年配男性は、現役世代の意見をもっと聞く努力をすることが必要なのではないのでしょうか。

(編集委員：I)



「最初の一步」

私が自分の住んでいる地域の自治会役員や男女共同参画センターの委員を始めたのは、当時の自治会長の方にかけていただいた「地域の活動に参加してもらって、様々な意見がでるようにしたい」という言葉がきっかけでした。



当時は、子育てや仕事など、自分の生活でいっぱいだったので考える余裕もなく「皆さんにご迷惑をおかけすることになってしまいます。適任の方をお願いします」とお断りしていました。会長からのお返事は、「自分の子どもの家族に自治会の役員の話をして同じ返事が返ってくる。理由もよく理解していますが、住みやすいまちづくりには、様々な年代、意見を取り入れていきたい」とのことでした。

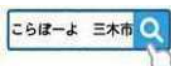
自治会の活動に参加させていただいて、自分の住んでいる町の良い点・課題がわかったこと、地域の方とのつながりができたことで安心感が高まりました。皆様と協力して課題について対応を継続することの大切さ、人の縁の大切さを学びました。住んでいる地域を大切に思う気持ちは皆同じ。

若い世代が自分の住んでいる地域に愛着、安心感が持てるようにするために、子どもの頃から地域の行事(防災訓練・廃品回収・夏祭り他)に参加できる機会を大切にし、故郷を思う心を育て、若い世代と一緒に「自然に参加型になっている」まちづくりができれば幸いです。(編集委員：T)



三木市男女共同参画センター
愛称:こらぼーよ

ホームページからも
ご覧いただけます



三木市福井 1933-12 教育センター3 階
TEL:0794-89-2331 FAX:0794-82-8120
開館日時:月曜～金曜 9 時～17 時(祝日を除く)

企画・編集:情報誌こらぼーよ編集グループ
発行:三木市男女共同参画センター

編集後記 《地域づくりの課題》

地域づくりにおける次世代の担い手をどう育てるか?これは日本全国で課題となっています。担い手不足が進行すると…次のような問題が考えられます。

- 地域防災・防犯機能の低下
- 生活環境の悪化
- 地域文化の衰退

どこかよそごとのように思われるかも知れませんが、あなたが当たり前のように感じている日常も、誰かの地域活動で支えられています。その当たり前がどの様に保たれているのかちょっと考えてみませんか? (編集委員：G)

4月

2025

Vol. 524

ひろがれ じんけんネットワーク

三木市人権啓発紙

隣保館だより

R I N P O K A N D A Y C O



ホームページ URL

<https://www.city.miki.lg.jp/site/sou-gourinpokan/>



2月25日（火）人権教育指導員研修会視察研修に、指導員ほか21名が参加し、大阪府箕面市立萱野中央人権文化センター「らいとぴあ21」を訪問しました。この地域で様々な人権課題と向き合い、住民主体のまちづくりを展開しているNPO法人「暮らしづくりネットワーク北芝」の埋橋美帆さんから説明を受けた後、フィールドワークで地域の活動拠点や施設などを歩いて見学しました。

「人権尊重のまちづくり」の先進的な取組に触れることができ、多くの収穫のある研修会となりました。

＊「隣保館だより」は、市民の皆様には総合隣保館の活動や人権尊重の生き方のヒントになるような情報をお届けする人権啓発紙です。

＊次ページ「人権の小窓」は、令和五年度第四十二回全国中学生人権作文コンテストで内閣総理大臣賞を受賞した加西市立泉中学校三年、小篠 詩織さんの作文「相手と自分、両者を守る」です。

した。

母と、産んでくれたもう一人の母。どちらも私にとっての「本当のお母さん」であり、私を想ってくれる大切な存在です。

今、私は小学校からずっと一緒にいる友達には、そのことを伝えていきます。全員が理解してくれていて、今では、共に遊び学べる仲間です。一方で、中学校になって新しくできた友達には、このことを言うことができていません。一度話をしかけたとき、やはり、「本当のお母さんじゃないんだ」と言われ、その瞬間に上手く答えることができませんでした。

そんなとき、私を支えてくれた言葉が「無理に言わなくてもいい」というものでした。すべてを今言う必要はなく、自分が傷つかないような心を守る手段として、「言わない選択」があるのです。自分自身に強制するのではなく、本当に伝えたい、と思ったタイミングで、上手く伝えられなくてもいいから、少しずつ理解してもらえようと努力していくのです。

私は小さい頃からずっと、特別養子縁組というものが、どういうものなのか考えてきました。私には母が二人いる。母も、私を産んでくれた母も、本当のお母さんで、私を愛してくれています。特別養子縁組というものにとっても悩むこともありましたが、しかし、今では私にとっての誇りでもあるのです。私には、私を大切にしてくれる二人の母がいるのですから。

「人権を守る」これは、相手の人権を守ること。そして、自分自身の人権を守ることでもあるのではないのでしょうか。相

手のことを知って、色々な方向から見ても、自分で考えて理解する。これが、相手の人権を守ることだと考えます。そして、自分自身について伝え、時には無理に言わずに、タイミングを計ったり、相手に少しでも自分について理解してもらえるように自分なりに努める。これが、自分自身の人権を守ることです。

私は、相手と自分、両方を守る人間になりたいです。人は、平面的な存在ではありません。必ず立体であり、それが球体であるか、立方体であるか、角錐であるか、または円柱か八面体か、人それぞれです。それらを人が勝手に決めつけたり、一方の面から平面的に捉えることが、相手を傷つけることにつながるのだと思います。だから、相手を守るには、様々な方向から見ても形を捉え、理解する必要があるのだと思います。また、自分自身の形を理解して、相手にも理解してもらえよう工夫することが、自分自身を守ることにつながるのではないのでしょうか。

相手と自分を守るために、私は一歩を踏み出しました。私の一歩は、誰かの一歩につながることを信じています。



法務省人権擁護局全国人権擁護委員連合会主催

「第四十二回(令和五年度)全国中学生人権作文コンテスト」内閣総理大臣賞

相手と自分、両者を守る

加西市立泉中学校 三年 小篠 詩織 おざさ しおり

「じゃあ、本当のお母さんじゃないってことなの。」私が、自身のことについて友達に伝えると、大抵、このような言葉が一番最初に返ってきます。その度に、私は体の熱が一気に冷めるような気持ちになります。

養子縁組という言葉は、多くの人が聞いたことがあると思います。養子縁組とは、血縁関係のない人の間に法的に親子関係を持つことです。婿養子などという言葉なら、聞いたことがあるはずですが、私は普通養子縁組ではなく「特別養子縁組」という制度で、産まれてすぐに今の両親に迎えられました。特別養子縁組は、産みの親との法的な養子関係を解消し、新しい両親と戸籍上、実の親子関係を結ぶことです。

私を産んでくれた母は体が弱く、シングルマザーでもあったようです。私を育てたくても、育てられる状況ではありませんでした。私がまだ幼い頃、母からそのことを聞きました。当時の私はそれほど深く理解しておらず、「私にはお母さんが

二人いるんだな」というような軽い解釈をしていました。

私が小学校三年生の頃でしょうか。私は友達に初めてそのことを伝えました。すると友達は、「じゃあ、今のお母さんは本当のお母さんじゃないの」と言うのです。私は頭の中が真っ白になり、上手く答えられなかったのを覚えています。また別の子には「産んでくれたお母さんに捨てられた」という言葉を受けました。そのとき、私はショックを受けました。今となつては、相手に悪気はなく、深く考えて言った言葉ではないことは分かりますが、当時は、「なんで養子に出されたんだろう。私は知らない子だったのかな」と深く悩み、悲しく苦しい気持ちでした。

それから何日か経ち、私は母に特別養子縁組について尋ねました。そこで初めて、私を養子に出したのは、産んでくれた母が、私にできる精一杯の愛だったと分かりました。幸せな環境で育つてほしいという、母の想いだったのです。それを知って、気持ちが楽になると同時に、考えが大きく変わりました。



隣保館カレンダー 4月

日	曜	催し・講座など	日	曜	催し・講座など
1	火	経営・職業相談 10:00～	16	水	
2	水	世界自閉症啓発デー	17	木	人権相談 13:00～(三木市役所)
3	木		18	金	経営・職業相談 10:00～
4	金	経営・職業相談 10:00～ 人権相談 13:00～(緑が丘町公民館) 幸せの日 トランスジェンダーの日	19	土	
5	土	茶道教室 13:00～	20	日	
6	日		21	月	
7	月		22	火	経営・職業相談 10:00～ アースデー
8	火	経営・職業相談 10:00～ 茶道教室 9:00～	23	水	
9	水		24	木	手芸サークル 13:30～
10	木	手芸サークル 13:30～	25	金	経営・職業相談 10:00～
11	金	経営・職業相談 10:00～	26	土	書を楽しむきらきら教室 13:00～
12	土		27	日	
13	日		28	月	エアロビクス講座 10:00～11:00
14	月	エアロビクス講座 10:00～11:00	29	火	昭和の日
15	火	経営・職業相談 10:00～	30	水	国際盲導犬の日

令和7年度総合隣保館主催行事

○隣保館恒例の3大行事の日程が決定！

同和教育セミナー

6月20日(金)19:00～

6月27日(金)19:00～

7月 4日(金)19:00～



人権フォーラム

10月21日(火)19:00～

10月24日(金)19:00～

10月28日(火)19:00～



隣保館文化祭

12月3日(水)～7日(日)



会場、内容等の詳細は後日お知らせします。

図書紹介

よりよい未来をともに学び・共に創る
ファシリテーターのための参加型アクティビティ集
コミュニケーション編

―他者に関わる力をはぐくもう―

(2018年3月 特定非営利活動法人 NIE
D・国際理解教育センター発行)



小学生から大人まで、コミュニケーション
スキルを育むさまざまなアクティビティを
掲載した参加型学習の入門書。学校の
授業や住民学習、人権研修や講座など
で活用してください。

(隣保館で貸し出しをしています)

人権啓発紙「隣保館だより」4月号

令和7年4月1日発行(毎月1日発行)

三木市市民生活部人権推進課 編集

〒673-0501 三木市志染町吉田 823

三木市立総合隣保館

TEL 0794-82-8388 FAX 0794-82-8658

E-mail: jinken@city.miki.lg.jp

(公 印 省 略)
三 社 協 相 第 1 号
令和7年5月1日

各 区 長 様

三木市社会福祉協議会
事務局長 道本 寛幸

令和7年度「映像で学ぶ成年後見制度・出前講座」、
「成年後見専門相談」回覧のご協力について（ご依頼）

新緑の候、区長様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は本会事業に格別のご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、この度、高齢者や障がいがあり判断能力が低下した方の権利擁護を護る活動を展開する成年後見支援センター事業におきまして、地域の方々に本事業を周知させていただくことを目的に「映像で学ぶ成年後見制度・出前講座」、「成年後見専門相談」のちらしを発行いたしました。

つきましては、お手数をおかけいたしますが、貴自治会において回覧のご協力をいただきたくお願い申し上げます。

【お問合せ先】

三木市成年後見支援センター

三木市大塚1 - 6 - 40（三木市総合保健福祉センター2階）

電話（0794）83-0026

担当 伊藤、花房、則内、湯上

回										
覧										

令和7年度版



具体的に、専門家に相談したい方はこちら。制度を知りたい方は裏面へ

成年後見専門相談

☆事前予約が必要です☆

相談日

令和7年 4月10日(木)	10月 9日(木)
5月 8日(木)	11月13日(木)
6月12日(木)	12月11日(木)
7月10日(木)	令和8年 1月 8日(木)
8月14日(木)	2月12日(木)
9月11日(木)	3月12日(木)

時 間

13:30～16:30 (1人50分・先着3名)

会 場

三木市総合保健福祉センター(三木市大塚1丁目6-40)

相談員

司法書士(公益社団法人成年後見センター
リーガルサポート兵庫支部)
三木市成年後見支援センター職員

お電話にて
ご予約ください

相談内容

- ◎ 成年後見制度の仕組みについて
- ◎ 成年後見制度に関する財産管理、処分について
- ◎ 悪徳商法の被害などから身を守る方法について

相談料

無 料

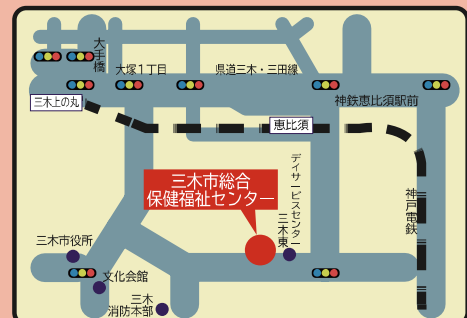
《問合せ・申込先》

三木市成年後見支援センター
(三木市社会福祉協議会内)

住 所 三木市大塚1丁目6-40

三木市総合保健福祉センター2階

☎0794-83-0226



「三木市成年後見支援センター事業」は三木市から三木市社会福祉協議会が受託して実施しています。

参加費無料

せいねん こうけん せいど

成年後見制度を 学んでみませんか？



最近、「成年後見制度」「後見人」という言葉を見たり聞いたりする機会が増えていませんか？

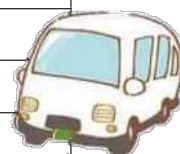
三木市成年後見支援センターでは、「どのような制度か知りたい」という方に向けて、初心者向けの説明会や出前講座を開催しています。ぜひ気軽にご参加ください。

映像で学ぶ成年後見制度

まずは、どんな制度が知りたい方にお勧め！

開催日	時間	場所
5月23日（金）	14時～15時	三木市総合保健福祉センター2階研修室
7月25日（金）	10時～11時	吉川健康福祉センター1階
9月26日（金）	10時～11時	三木市総合保健福祉センター2階研修室
11月21日（金）	10時～11時	三木市総合保健福祉センター2階研修室
1月23日（金）	10時～11時	吉川健康福祉センター1階
3月27日（金）	14時～15時	三木市総合保健福祉センター2階研修室

送迎を希望される方は
ご相談ください♪



内 容

DVD上映「自分らしい明日のために」
～早見優が案内する成年後見制度～

申 込

各開催日の前日までに電話、WEB申込フォームの
いずれかでお申し込みください。

※5分前にはお越し下さい。DVD上映約30分、その後、質疑応答の時間を設けています。



出前講座

**もっと、地域の身近なところで、話を聞いてみたい！そんなお声にお応えし、
出前講座もやってます！ぜひ、地域のあつまり、研修などご利用ください。**

内 容

成年後見制度について、職員がふれあいサロンなどに出向き、
説明します。
※DVD上映も可能です。
※30～60分程度

対 象

三木市内在住の人、または市内の福祉関係事業所職員など、
1グループ5人以上でお申し込みください。

申 込

開催予定日の1ヶ月前までに日時等をご相談の上、お申し込みくだ
さい。 ☎ 0794-83-0226

《問合せ・連絡先》

三木市成年後見支援センター（三木市社会福祉協議会内）

「三木市成年後見支援センター事業」は、三木市から三木市社会福祉協議会が受託して実施しています

三木市大塚1-6-40 三木市総合保健福祉センター2階

電 話 0794-83-0226

(公印省略)
三健第 号
令和7年5月1日

各 区 長 様

三木市健康増進課
課長 石原 享子

「みっきい☆健康アプリ」のポスター掲示について（依頼）

新緑の候、ますますご清栄のこととお喜び申しあげます。

日頃は、健康づくりの推進につきまして格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、「みっきい☆健康アプリ」は、市民の健康意識の向上と、デジタル社会に親しんでいただくために令和４年１０月より実施しています。

つきましては、多くの市民の皆さまにご参加いただくため、ポスター掲示について、ご協力いただきますようお願いいたします。

記

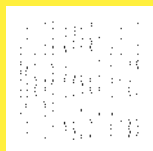
- 1 送付物 「みっきい☆健康アプリ」のポスター
- 2 掲載期間 令和7年5月1日～令和8年3月31日

担当：健康増進課 健康アプリ担当
電話番号 82-2000
(内線2342)

みっきい☆健康アプリは 三木市民のための健康アプリです

STEP
1

「アスリブ」の
ダウンロード・登録



ダウンロードはこちらから↑

STEP
3

バーカード



STEP
2

新規登録
健康活動等
ポイント

STEP
4

ポイント交換



ポイントは毎年
リセットさ



ご利用にあたり、「よくあるご質問(一般会員様向け)」も合わせてご覧ください。

アスリブ よくある質問

検索



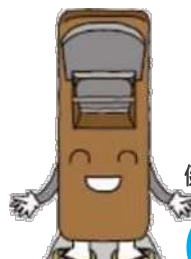
けんしんを
受ける

100



歩く

10



健康記録

1



イベントや
モバイルラリー
などに参加

50~

登録

00

(公 印 省 略)
三 健 第 号
令和7年5月1日

各 区 長 様

三木市健康増進課
課長 石原 享子

令和7年度「歯と口の健康展」チラシの回覧およびポスター掲示に
ついて（依頼）

新緑の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
平素は、本会および本市の事業に対し、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、みだしの件について、令和7年度「歯と口の健康展」を6月8日(日)に
三木市総合保健福祉センターにおいて開催することとなりました。
つきましては、別紙案内チラシの全戸回覧およびポスター掲示について、お忙
しいところお手数をおかけしますが、ご協力いただきますようお願いいたします。

記

- 1 送 付 物 令和7年度「歯と口の健康展」チラシおよびポスター
- 2 送付部数 貴地区の回覧部数および掲示部数
- 3 ポスター掲載期間 令和7年6月15日まで
- 4 連 絡 先 健康増進課 健康政策係 電話番号 82-2000

令和7年度

歯と口の健康展

お元気ですか？ あなたの歯！

無料



兵庫県歯科医師会キャラクター
でん太くん

でん太くんと
一緒に写真
をとろう！

- ・歯科健診
- ・歯科相談
(むし歯・歯周病・義歯・歯並びなど)
- ・フッ素ジェル塗布
- ・オーラルフレイルチェック
～お口の機能の元気度チェック～
- ・ブラッシング指導
- ・みっきい☆にここ体操



みっきい☆健康アプリ
ポイント対象イベント

来場者全員に
プレゼント
あり!!

同時
開催

高齢者よい歯のコンクール

受付：午前9時30分～11時30分

対象者：75歳以上の三木市民で自分の
歯が20本以上ある方

ホームページ



日時：令和7年6月8日(日)
午前9時30分～正午

場所：三木市総合保健福祉センター

同時開催!

小学生絵画展

6月8日(日)午前 総合保健福祉センター
9日(月)～15日(日)の展示は 中央図書館

- 主催 三木市歯科医師会  <https://mikishi-shikaishikai.com>
- 共催 三木市
- 後援 三木市教育委員会、兵庫県歯科衛生士会北播磨支部、
三木市区長協議会連合会

【問合せ先】三木市歯科医師会事務局(平日10時～14時) ☎(0794)86-1622

三木市食育コーナー

- ・ベジチェック
(野菜足りてる?手のひらで簡単チェック)
- ・血管年齢測定
- ・三木市いずみ会 レシピ紹介

協力団体・企業 三木市いずみ会、明治安田生命三木営業所

令和7年5月1日発行

令和7年5月1日

各 区 長 様

三木市緑化推進委員会
三木市区長協議会連合会
会長 【 】

「緑の募金」へのご協力について（依頼）

日頃は、地域の緑化活動にご尽力賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、今年も「緑の募金」を募集させていただきます。
つきましては、ご多忙のところ恐縮ですが周知、とりまとめ等のご協力をよろしくお願い申し上げます。

記

1 緑の募金の募集及びとりまとめ方法

(1) 「各戸協力依頼文書」を配布・募金の周知
回覧等で緑の募金の協力を周知願います。

(2) 募金の回収

募金を回収・とりまとめをお願いします。

※ 回収方法等は、各自治会でご判断いただいて問題ありません。
令和7年度から全戸配布は行わない方針に変更しましたので、
「募金封筒」は配布しませんが、ご入用の地区は、事務局までお
申し出ください。）

(3) とりまとめた募金の入金

下記期限までに、次のいずれか方法で募金（入金）してください。

①市役所2F 農業振興課の窓口へ持参

②吉川支所 地域振興課の窓口へ持参

③市立各公民館の窓口へ持参

④指定口座へ振込み（指定口座は裏面をご参照ください。）

※ 振込手数料は各自治会でご負担願います。

【募金受付期限：令和7年6月末日まで】

2 募金額の目安について

目安として1戸（1口）あたり100円のご協力をお願いします。
（募金は任意ですので、あくまでお願いの目安です。）

3 募金を振込する場合の振込先口座

次のいずれかの口座にお振込みください。

※振込手数料は、各地区でご負担願います。

① J Aみのり（三木支店）口座への振込み

金融機関名	みのり農協
支店名	三木支店
種別	普通
口座名義	ミシヨカスイシイカイ ジムキョクヨウ ●●●● 三木市緑化推進委員会 事務局長 ●●●●
口座番号	0 0 0 7 7 1 3

実際の配布時には
人事異動を反映して
名前を記載します。

② J A兵庫みらい（志染支店）口座への振込み

金融機関名	兵庫みらい農協
支店名	志染支店
種別	普通
口座名義	ミシヨカスイシイカイ ジムキョクヨウ ●●●● 三木市緑化推進委員会 事務局長 ●●●●
口座番号	0 0 0 4 2 3 1

4 募金の取扱い（活用方法等）について

募金は、全額を公益社団法人兵庫県緑化推進協会（緑の募金の実施主体。以下県協会という。）へ送金します。

県内の緑化ボランティア活動や森林保全の活動に活用されるとともに、次の5記載の各地区の緑化推進活動への補助金として交付されています。

5 地区で実施する地域緑化活動への交付金について

例年、各地区の募金額に応じて、その年度の地域の緑化推進活動にかかる費用に対して補助金が交付されています。今年度も募金実績に応じて交付される見込みですので、交付金の詳細は9月の区長協議会定例理事会でご案内する予定です。

6（参考）昨年度の募金実績について

令和6年度の募金実績は1, 440, 182円でした。

【お問合せ先】
三木市緑化推進委員会
（事務局：三木市 農業振興課）
TEL 82-2000 （内線 2202）



緑の募金 へのご協力をお願いいたします!

つくろうよ 緑が広がる 明るい未来



標語 たつの市立揖保川中学校1年 伊田 修翔さん
ポスター 兵庫県立姫路工業高等学校2年 藤本 接美さん
(学校名・学年は応募時のもの)

—— 緑の募金とは ——

森と緑は、二酸化炭素吸収や水源かん養などの働きで、私たちの暮らしを支えています。森と緑を育てるための募金をお願いしています。

—— 募金の使いみち ——

緑の募金は、森林ボランティアの森林整備活動、子どもたちの環境学習、地域の巨樹保存などに活用させていただいています。

緑の募金で進めよう! SDGs

「緑の募金」ではさまざまな参加方法を実施しています。



募金の使いみち

令和5年度活用実績：47,513千円（事務的経費を含む）

皆様から寄せられた募金は、森林の多面的機能をもつ森林整備活動をはじめ、緑あふれる地域づくりのため、次のように活用させていただいております。

森林ボランティア活動支援

森林ボランティア団体が実施する森林整備、地域緑化、指導者育成研修などへの支援です。



森林ボランティアの育成研修
写真提供: NPO法人ひょうご森の倶楽部

森林学習体験支援

森林ボランティア団体や市町緑化推進委員会等が実施する森林環境学習などへの支援です。



地域の子どもたちへの環境学習
写真提供: 久下自治振興会

ふるさとの巨樹保存支援

地域住民に親しまれているシンボリックな巨樹の診断や治療への支援です。



樹勢回復処置されたしだれ桜（泰雲寺）
写真提供: 新温泉町

ひょうご里山フェスタ

森の大切さや森林整備の重要性をアピールするため、毎年秋に開催しています。



ひょうご里山フェスタ2024（宝塚市）

地域の緑化活動支援

各市町緑化推進委員会の募金額に応じて、地域緑化の取組への支援を行っています。



ロータリー花壇での花苗の植替え作業
写真提供: 姫路市景福寺前自治会



緑の募金へのご協力をお願いいたします。



● 緑の募金へのご協力方法 ●

募金方法や振込先などは
各市町の緑の募金窓口
お問い合わせください。



右のQRコードを読み取って、緑の募金のページをご覧ください。
各市町の緑の募金窓口の一覧表も掲載しています。

募金のページ
QRコード



緑の募金に関するお問い合わせは

公益社団法人 兵庫県緑化推進協会 又は 各市町緑化推進委員会 をお願いいたします。

〒650-0012 神戸市中央区北長狭通5-5-18 TEL.078-341-4070 兵庫県緑化推進協会

検索



市 民 の 皆 様 へ

「緑の募金」へのご協力のお願い



山、森、花などの自然は、私たちの暮らしに恵みと豊かさをもたらしてくれています。

豊かな地球、日本、兵庫県、三木市の環境を残していくため様々な活動をしている人々がいます。

そんな活動の支援につながる「緑の募金」に今年も何卒ご協力をお願いいたします。

毎年集まっている緑の募金の約半分が皆様おひとりおひとりの家庭募金により成り立っています。

緑豊かで住みよいまちづくりのために、この活動に対してご理解、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、大変心苦しいお願いで恐縮ですが、目安として1戸（1口）あたり100円の募金をお願いできれば幸いです。

令和7年5月

三木市緑化推進委員会

三木市区長協議会連合会

回覧

令和 7 年 5 月 1 日

各 区 長 様

三木市青少年センター
所長 八幡 良一

「人の目の垣根隊 会員募集中！」の回覧について（依頼）

新緑の候、皆様には、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

日頃は、青少年の健全育成に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、「地域の子どもは地域で守り育てる」というスローガンのもと、平成 17 年 2 月に発足しました「人の目の垣根隊」は、近年活動してくださる方が減少傾向にあります。

つきましては、「人の目の垣根隊 会員募集中！」チラシを貴自治会の皆様でご回覧くださいますようお願い申し上げます。

【問い合わせ】

三木市青少年センター 担当：八幡・岡本
〒673-0433 三木市福井 1933 番地の 12
三木市教育センター内 青少年センター
電話 0794-83-2020 Fax 0794-82-5881
E-Mail : seishonen@city.miki.lg.jp



「人目の垣根隊」会員 募集中！

～地域の子どもは地域で守ろう～

1 募集目的

子どもたちを温かく見守り支援する大人を地域の中に増やしながら、「地域の子どもは地域で守ろう」という意識の醸成を図り、地域の連帯感と教育力を高めることで、子どもたちが明るくいきいきと生活できる地域社会をつくること。

2 募集期間 随時

3 募集対象者

三木市に在住・在勤の成人の方で、上記目的に賛同し子どもの健やかな成長を願っておられる方は、どなたでも会員になれます。特別な資格や条件はありません。

4 主唱 三木市教育委員会

5 推進機関団体

三木市・三木警察署・三木防犯協会・三木市交通安全協会・警友会三木支部
三木市連合PTA・三木市子ども会連絡協議会・三木市区長協議会連合会
三木市女性団体連絡協議会・三木市老人クラブ連合会・三木市青少年補導委員会
三木市連合民生委員児童委員協議会・三木市更生保護女性会

6 「人目の垣根隊」の活動とは

- (1) 身近な子どもたちに、「おはよう」「こんにちは」「おかえり」「さようなら」と積極的に声をかける。
- (2) 良い行いを見かけたら、ためらわずその場で褒める。
- (3) 事故につながる恐れのある危険な場所、子どもたちが犯罪に巻き込まれる恐れのある場所等、地域の環境を点検する。
- (4) 危険な遊びやルール違反をしている子どもを見つけたら注意する。
- (5) 小学生等の登下校時の立番や子どもへの付添いを行う。
- (6) ウォーキング、花の水やり、買い物等の日常活動中に子どもを見守る「ながら見守り」を行う。

※ 夜間等は、見守り活動とは考えていませんので、活動はしないでください。
子どもたちの決められている帰宅時間までの活動をお願いします。

※ 日常生活の中での個人またはグループによる自主的な活動とし、会員としての強制や義務を負うものではありません。また、会員の皆様にはあくまで青少年健全育成ボランティアとして活動していただくため、報酬等はありません。

7 申込方法

下記の施設に「会員登録書」を設置していますので、記入し提出してください。

各公立幼稚園・保育所・認定こども園・小学校・特別支援学校、教育センター
各公民館、三木南交流センター

8 被服等

名札・帽子・ジャンパー・ベストを貸与します。活動時は、貸与された名札・帽子・ジャンパーまたはベストを着用してください。

9 活動の開始について

人の目の垣根隊会員登録後、居住地または在勤の校区で活動を行ってください。

10 補償制度

「全国市長会 市民総合賠償保険」、「ひょうご学校応援ボランティア補償制度」に加入しています。活動中に負傷した場合などは、直ちに下記の人の目の垣根隊事務局に連絡してください。

11 退会方法

退会される場合は、青少年センターに退会届を提出し、貸与した帽子・名札・ジャンパー及びベストを返却してください。なお、退会届の提出が困難な場合等は下記の人の目の垣根隊事務局に連絡してください。

【問合せ先】 〒673-0433 三木市福井 1933 番地の 12
人の目の垣根隊事務局（三木市青少年センター）
電話：0794-83-2020 FAX：0794-82-5881

-----きりとり-----

人の目の垣根隊会員登録書

令和 年 月 日

※会員 No

ふりがな		生年月日	(S・H)
名前			
住所	〒		
電話	自宅		携帯
あなたは、人の目の垣根隊としてどのような活動ができるかご記入ください。			
校区名	あなたは、どこの小学校区で活動されますか。		
	小学校区		

※ 会員 No は、事務局で記入します。

個人情報とは、「人の目の垣根隊」活動以外には使用しません。